

## 【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2026年4月30日

【発行者名】 アリアンツ・グローバル・インベスターズ・  
ゲーエムベーハー  
(Allianz Global Investors GmbH)

【代表者の役職氏名】 業務執行役員 トマス・アドルフ・リンカー  
(Thomas Adolf Linker)  
業務執行役員 インゴ・マイネルト  
(Ingo Mainert)  
業務執行役員 ヨハネス・エルスナー  
(Johannes Elsner)  
業務執行役員 ロバート・シュミット  
(Robert Schmidt)  
業務執行役員 ペトラ・トラウトシュョルド  
(Petra Trautschold)  
業務執行役員 ビルテ・トレンクナー  
(Birte Trenkner)  
業務執行役員 ヴェレナ・ゾフィー・カタリーナ・  
イエーガー  
(Verena Sophie Katharina Jäger)

【本店の所在の場所】 ドイツ連邦共和国 60323 フランクフルト・アム・マイン  
ボッケンハイマー ラントシュトラッセ 42-44  
(Bockenheimer Landstraße 42-44, 60323 Frankfurt am  
Main, The Federal Republic of Germany)

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 大西信治

【代理人の住所又は所在地】 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号  
丸の内パークビルディング  
森・濱田松本法律事務所外国法共同事業

【事務連絡者氏名】 弁護士 大西信治

【連絡場所】 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号  
丸の内パークビルディング  
森・濱田松本法律事務所外国法共同事業

【電話番号】 03(6212)8316

【届出の対象とした募集(売出)外国投資信託受益証券に係るファンドの名称】 アリアンツ・ピムコ・ハイ・イールド・インカム・  
ファンド  
(Allianz PIMCO High Yield Income Fund)

【届出の対象とした募集(売出)外国投資信託受益証券の金額】 20億3,600万米ドル(約3,137億円)を上限とする。  
(注) アメリカ合衆国ドル(以下「米ドル」という。)の円貨換算は、2025年10月31日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1米ドル=154.10円)による。

【縦覧に供する場所】 該当事項なし

## 1 【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

ファンドの設立地における英文目論見書および約款が改訂されましたので、2025年12月26日に提出した有価証券届出書（2026年3月31日付有価証券届出書の訂正届出書により訂正済。）（以下「原届出書」といいます。）の関係情報を更新するため、本訂正届出書を提出するものです。

## 2 【訂正の内容】

(注) 下線部分は、訂正箇所を示します。

# 第二部 ファンド情報

## 第1 ファンドの状況

### 1 ファンドの性格

#### (2) ファンドの沿革

< 訂正前 >

(前略)

2024年12月27日 修正ファンド約款効力発生

< 訂正後 >

(前略)

2024年12月27日 修正ファンド約款効力発生

2026年4月16日 修正ファンド約款効力発生

## (3) ファンドの仕組み

管理会社とファンドの関係法人の名称、ファンドの運営上の役割および契約等の概要

< 訂正前 >

ファンドの 運営上の役割	会社名	契約および委託内容
管理会社 集合投資事業管理事務 代行会社	アリアンツ・グローバル・インベスターズ・ゲーエムベーハー (Allianz Global Investors GmbH)	1997年12月1日に保管受託銀行との間で締結されたファンド約款(2004年12月28日、2007年12月28日、2009年12月28日、2011年3月31日、2011年12月28日、2013年12月27日、2014年6月30日、2014年11月28日、2015年7月23日、2015年12月28日、2016年7月31日、2018年12月27日、2019年11月4日、2022年3月31日、2023年5月30日および2024年12月27日に修正済)に基づき、ファンド資産の運用・管理、ファンド証券の発行・買戻しを行う。また集合投資事業管理事務代行業務はルクセンブルグ支店を通じて行う。

(後略)

< 訂正後 >

ファンドの 運営上の役割	会社名	契約および委託内容
管理会社 集合投資事業管理事務 代行会社	アリアンツ・グローバル・インベスターズ・ゲーエムベーハー (Allianz Global Investors GmbH)	1997年12月1日に保管受託銀行との間で締結されたファンド約款(2004年12月28日、2007年12月28日、2009年12月28日、2011年3月31日、2011年12月28日、2013年12月27日、2014年6月30日、2014年11月28日、2015年7月23日、2015年12月28日、2016年7月31日、2018年12月27日、2019年11月4日、2022年3月31日、2023年5月30日、2024年12月27日および2026年4月16日に修正済)に基づき、ファンド資産の運用・管理、ファンド証券の発行・買戻しを行う。また集合投資事業管理事務代行業務はルクセンブルグ支店を通じて行う。

(後略)

## 4 手数料等及び税金

### (3) 管理報酬等

<訂正前>

(前略)

管理会社の役員および従業員に対する報酬方針

(中略)

また、変動報酬の繰延額は、変動報酬の額に応じて増加し、3年間の待機期間の経過後にのみ支払われる。繰延報酬部分は、制度に基づき回収することができ、管理会社の業績およびファンドのパフォーマンスに依拠するため、報酬総額の大部分は、複数年にわたる付加価値に依拠する。

管理会社の現在の報酬方針に関する詳細は、インターネット上(<https://regulatory.allianzgi.com>)で公表されている。これには、特定のグループの従業員に対し支給される報酬および手当の計算方法の説明ならびに配分責任者(報酬委員会のメンバーを含む。)に関する詳細が含まれている。これらの情報は、要請され次第、管理会社がハードコピーにて無料で提供する。

<訂正後>

(前略)

管理会社の役員および従業員に対する報酬方針

(中略)

また、変動報酬の繰延額は、変動報酬の額に応じて増加し、3年間の待機期間の経過後にのみ支払われる。繰延報酬部分は、制度に基づき回収することができ、管理会社の業績およびファンドのパフォーマンスに依拠するため、報酬総額の大部分は、複数年にわたる付加価値に依拠する。

ファンドの管理に関連し、管理会社は、サービス提供者または取引先(販売パートナー、ブローカー等)といった第三者から金銭的または非金銭的な便宜を受領し、または第三者に対して供与することがある。これらの便宜には、例えば、高度な専門的知識の向上・維持を目的とした研修会や教育イベントの提供、スポンサーシップ契約が含まれることがある。また、販売手数料の支払いが含まれる場合もある。管理会社はさらに、ファンドの管理サービスの質の向上のために利用する無償のリサーチ、製品やサービス関連情報または資料を受領することがある。合理的かつ相応の価値を有するその他の便宜には、通常の業務の範囲内において提供または受領する接遇が含まれる場合がある。投資家からの合理的な要求があった場合、管理会社は金銭的および非金銭的便宜に関する取決めについて、無料で書面による追加情報を提供する。

管理会社の現在の報酬方針に関する詳細は、インターネット上(<https://regulatory.allianzgi.com>)で公表されている。これには、特定のグループの従業員に対し支給される報酬および手当の計算方法の説明ならびに配分責任者(報酬委員会のメンバーを含む。)に関する詳細が含まれている。これらの情報は、要請され次第、管理会社がハードコピーにて無料で提供する。

## 第2 管理及び運営

### 1 申込(販売)手続等

#### (a) 海外における申込手続き等

<訂正前>

(前略)

FATCAに基づく米国の源泉徴収税および報告義務

追加雇用対策法の外国口座税務コンプライアンス規定(以下「FATCA」という。)は、通常、米国源泉の収益(他の種類の収益の中でも、特に、配当および利息を含む。)および米国源泉の収益を生み出す、資産の売却または処分による総手取金に対し、米国の連邦報告義務および源泉徴収税を課す。かかる規定は、特定の米国人(例えば、米国市民および米国居住者または米国で組成もしくは米国法もしくは米国州法に基づき組成されたパートナーシップ、法人もしくは信託)が特定の非米国口座および非米国企業を直接および間接に保有した場合に米国内国歳入庁に報告することを義務付けるべく定められた。管理会社は、受益者が要求された特定の情報を提供することを怠った場合、かかる非遵守受益者について、30%の源泉徴収税を課すことを義務付けられる可能性がある。かかる規定は、通常、2014年7月1日以降に行われた特定の支払いに対し、適用されるものとする。

(後略)

<訂正後>

(前略)

FATCAに基づく米国の源泉徴収税および報告義務

追加雇用対策法の外国口座税務コンプライアンス規定(以下「FATCA」という。)は、通常、米国源泉の収益に対し、米国の連邦報告義務および源泉徴収税を課す。かかる規定は、特定の米国人(例えば、米国市民および米国居住者または米国で組成もしくは米国法もしくは米国州法に基づき組成されたパートナーシップ、法人もしくは信託)が特定の非米国口座および非米国企業を直接および間接に保有した場合に米国内国歳入庁に報告することを義務付けるべく定められた。管理会社は、受益者が要求された特定の情報を提供することを怠った場合、かかる非遵守受益者について、30%の源泉徴収税を課すことを義務付けられる可能性がある。かかる規定は、通常、2014年7月1日以降に行われた特定の支払いに対し、適用されるものとする。

(後略)

## 2 買戻し手続等

### (a) 海外における買戻し手続等

#### <訂正前>

（前略）

管理会社は、通常の場合、ファンド証券の買戻しを買戻請求後遅滞なく行うため、ファンド資産の流動性を適切な水準に保持することを確保するものとする。

ファンドの総資産額の10%を超える、大量の買戻請求が行われた場合、管理会社は事前に保管受託銀行の許可を得た上で、受益者全員の利益を守りながら、遅滞なく関係資産を売却した後で適用される買戻価格で受益証券を買い戻す権利を留保するものとする。管理会社がある評価日に大量の買戻請求を受領した場合、管理会社は、10%制限を超える買戻しの延期を宣言する場合がある。かかる買戻請求は、次の評価日において、その後受領された買戻請求に優先して処理される。

買戻し日において適用される当該証券の純資産価格により、買戻し価格は、申込時に支払われる価格より高い場合あるいは低い場合がある。

（後略）

#### <訂正後>

（前略）

管理会社は、通常の場合、ファンド証券の買戻しを買戻請求後遅滞なく行うため、ファンド資産の流動性を適切な水準に保持することを確保するものとする。

ある取引日にファンドの総資産額の10%(以下、「発動閾値」という。)を超える、大量の買戻請求が行われた場合、管理会社は事前に保管受託銀行の許可を得た上で、受益者全員の利益を守りながら、遅滞なく関係資産を売却した後で適用される買戻価格で受益証券を買い戻す権利を留保するものとする。

買戻し日において適用される当該証券の純資産価格により、買戻し価格は、申込時に支払われる価格より高い場合あるいは低い場合がある。

（後略）

### (c) 販売および買戻しの停止

#### <訂正前>

管理会社は、以下の事由がある場合において一時的に受益証券について純資産価格の決定を停止し、その結果としてその発行および買戻しを停止することができる。

( ) ファンドの資産の相当部分の評価の基礎を提供する - もしくは複数の証券取引所または市場、またはファンドの資産の相当部分の表示通貨を取引する - もしくは複数の外国為替市場が通常の休日以外の日に閉鎖され、または取引が制限もしくは停止された場合。

( ) 政治的、経済的、軍事的もしくは通貨上の事由のため、または管理会社の責任および監督が及ばない何らかの状況が生じた結果、受益者の利益に重大な損害を及ぼすことなく、ファンドの資産の処分が正当にまたは正常に実行できない場合。

( ) ファンドの組入証券の評価のために通常使用されている通信機能が停止した場合、または何らかの理由によりファンドの資産の評価を迅速かつ正確に確定できない場合。

( ) 為替規制または資金の移動に影響を与えるその他の規制により、ファンドの取引が実行不可能な場合またはファンド資産の購入および売却が通常の為替レートでは実行ができない場合。

かかるすべての停止は発行または買戻しの申込みをすでにしている受益者に通知され、ファンド証券が販売されている国においては公告される。

#### <訂正後>

管理会社は、以下の事由がある場合において一時的に受益証券の発行および買戻しを停止することができる。

- ファンドの資産の相当部分が上場または取引されている証券取引所が通常の週末および祝日以外で閉鎖され、または取引が制限もしくは停止されており、かかる閉鎖、制限または停止が当該取引所に上場されているファンド資産の評価に影響を及ぼす場合

- ファンドの資産の評価ができないその他の事情がある場合

- 買戻しの増加等により、資産売却を要する深刻な流動性問題にファンドが直面し、資産売却時の大幅なディスカウントや追加の取引コストを招くなどして、ファンドにさらなる流動性問題をもたらすおそれがある場合

- 取引所またはその他の市場でファンドの投資対象の価格または評価を決定するために通常用いられる通信手段または計算手段が停止している場合

- ファンド、投資運用会社、管理会社および/またはファンドの運営能力に影響を与える重大なサイバー事案が発生した場合

- 深刻な金融危機および/または政治危機

- 重大な詐欺の認定があった場合

- 自然災害

- 管理会社が資産へアクセスできない場合

- 買付および売却に係る取引代金が移転できない場合

- 標準的慣行に従って受益証券の一口当り純資産価格を算定することが不可能な場合

可能な限り、集合投資事業管理事務代行会社はファンドの資産の評価を継続し、ファンドは純資産価格の公表を継続して投資家に適切な情報（購入、買戻しおよび償還が停止されている場合はその事実を含む。）を提供すべきである。

管理会社は、特に評価が不確実でありファンドの純資産価格を算出することが不可能な場合には、発行および買戻しの停止期間中に、同時に純資産価格の算出を停止することを決定する場合がある。

法令上または規制上の要請もしくは管理会社が決定する範囲で、かかるすべての停止は発行または買戻しの申込みをすでにしている受益者に通知され、ファンド証券が販売されている国においては公告される。

### 3 資産管理等の概要

#### (1) 資産の評価

<訂正前>

(前略)

異常な事態により評価が実行不可能または不適切になった場合には、保管受託銀行は、管理会社の承認を得てファンド資産の公正な評価のため、他の評価方法を用いて慎重かつ誠実に評価を行う権限を付与されている。

純資産価格の計算に誤りがあった場合の受益者の保護

(中略)

ただし、最終受益者は集合投資事業管理事務代行会社が管理する投資家名簿には記載されない(したがって、集合投資事業管理事務代行会社または管理会社には知られていない)ため、補償の支払いは関連する仲介業者の関与に依存する可能性がある旨を明記する。そのため、純資産価格の計算の誤りにより管理会社が補償金の支払いを開始した場合、金融仲介業者を通じてファンドの受益証券の申込み/買戻しを行った最終受益者の権利に影響を及ぼす可能性がある。

<訂正後>

(前略)

異常な事態により評価が実行不可能または不適切になった場合には、保管受託銀行は、管理会社の承認を得てファンド資産の公正な評価のため、他の評価方法を用いて慎重かつ誠実に評価を行う権限を付与されている。

投資家によるファンド証券の購入、売却および/または転換が、投資運用会社が現金の流入または流出に対応するため実行するファンドのポートフォリオの売買に伴い生じる取引コストを反映していない価格で行われることにより、一口当り純資産価格が減少する(以下「希薄化」という。)可能性がある。

この影響を軽減し受益者の利益を保護するため、管理会社は一般的な評価方針の一環として部分的なスイング・プライシング・メカニズム(以下「スイング・プライシング・メカニズム」という。)を流動性管理ツール(以下「LMT」という。)として発動することがある。

いずれかの評価日において、ファンド証券に係る投資家の純取引合計が、管理会社が客観的基準に基づきファンドの純資産に対する割合として随時決定する所定の閾値を超える場合、純流入および純流出にそれぞれ起因する明示的および潜在的な推定取引コスト(当該純流入および純流出にそれぞれ対応するための資産の売買により推定される市場への重大な影響を含む。)を反映するため、一口当り純資産価格は上方または下方調整されることがある(以下「調整」という。)。

調整は次の方法で行われる。

- ある取引日における買戻注文と買付注文の差が純買戻しとなる場合、調整係数がファンド証券の純資産価格から差し引かれる。
- ある取引日における買戻注文と買付注文の差が純買付となる場合、調整係数がファンド証券の純資産価格に加算される。

調整の算出のため、潜在的取引コストは最善努力原則により推定され、原資産の種類や市況により変動することがある。純流入および純流出は、純資産価格算出時点で入手可能な最新情報に基づき管理会社が決定する。

調整の範囲は、現行の潜在的および明示的取引コストの概算を反映するよう、管理会社により定期的に再設定さる。調整値の評価手順において、取引コストの主な要因(買値と売値のスプレッド、取引関連の税金・手数料、仲介手数料等)が考慮される。調整は管理会社が設定し運用する個別ファンドにより異なることがあり、通常は調整前の一口当り純資産価格の3.00%を超えないがこの上限を超える場合もありうる。調整値は管理会社の評価チームが算定し、内部のスイング・プライシング委員会が承認する。管理会社の評価チームは、定期的に最低でも年2回、調整値を検証、修正し、市況を踏まえて推定される流動性コストがスイング係数(取引の重大な市場への影響を含む。)に反映されていることを確保し、その検証結果はスイング・プライシング委員会が常に投資家の最善の利益を考慮して承認する。

調整の適用を発動する所定の閾値および調整値は、インプライド・ボラティリティや各種指数等、複数の一般的に用いられている指標で測定される市況に左右される。

投資家は、スイング・プライシング・メカニズムの適用によりファンドの純資産価格の変動が実際のポートフォリオのパフォーマンスを正確に反映しない場合があることに留意されたい。通常、ファンドへ純流入がある場合は調整により一口当り純資産価格は上昇し、純流出がある場合は一口当り純資産価格は下落する。ファンドの各受益証券クラスの一人口当り純資産価格は個別に算出されるが、調整による各受益証券クラスの一人口当り純資産価格への影響はパーセンテージで表すと均一である。

この調整はファンドの資金流入および資金流出に関連するため、将来の特定の時点に希薄化が発生するかどうかを正確に予測することはできない。したがって、管理会社がこうした調整をどの程度の頻度で行う必要があるかを正確に予測することもできない。どのような状況下で調整を実施するかは管理会社が裁量を有する。

パフォーマンス連動報酬がファンドに適用される場合は、スイング適用前の純資産価格を基準として請求される。

価格調整は、管理会社の登記上の事務所および/またはウェブページ(<https://regulatory.allianzgi.com>)で請求により管理会社から入手可能である。

ファンドの基準通貨で表示されていないすべての資産および負債の価値は、入手可能な最新の為替レートで当該基準通貨に換算される。これらのレートが入手できない場合、為替レートは管理会社が定める手続きに従い誠実に決定される。

純資産価格の計算に誤りがあった場合の受益者の保護

（中略）

ただし、最終受益者は集合投資事業管理事務代行会社が管理する投資家名簿には記載されない(したがって、集合投資事業管理事務代行会社または管理会社には知られていない)ため、補償の支払いは関連する仲介業者の関与に依存する可能性がある旨を明記する。そのため、純資産価格の計算の誤りにより管理会社が補償金の支払いを開始した場合、金融仲介業者を通じてファンドの受益証券の申込み/買戻しを行った最終受益者の権利に影響を及ぼす可能性がある。

### 流動性管理ツールの選定および使用

管理会社は、ファンド約款に従い、採用している投資戦略、流動性プロファイルおよび買戻方針ならびに特定のLMTの実行可能性に影響を与えうるその他の関連する運用上の障壁と複雑性を考慮して、ファンドに少なくとも二つのLMTを選定した。

英文目論見書の日付現在、管理会社はファンドに以下のLMTを選定し、実装している。

#### a) 買戻しゲート

管理会社は、受益者による受益証券の買戻権を一時的かつ部分的に制限することができ、その結果、投資家は受益証券の一定割合を買い戻すことしかできない。

#### b) スイング・プライシング

管理会社はスイング・プライシングを使用することができる。スイング・プライシングとは、流動性コストを反映する係数(以下「スイング係数」という。)を適用することにより、ファンド証券の純資産価格が調整される既定のメカニズムを意味する。

ファンド約款の第8条に記載されたLMTに加え、第7条(サイドポケット)および第12条(受益証券の発行および買戻しの停止)に記載されたLMTはファンドのために利用可能であり、したがって、ファンドへの適用前に管理会社が別途選定する必要はない。

管理会社によるLMTの適用は、ファンドの投資家の法的小および経済的地位に影響を及ぼす可能性がある。受益者および潜在投資家が自身のリスク許容度および流動性ニーズに沿った投資判断を行えるように、本項では各LMTの詳細とその発動、調整および解除に関する詳細を記載する。

いかなるLMTの選定、発動、調整または解除を決定する際にも、管理会社は常に受益者の最善の利益を優先して行動する。管理会社は、ファンド受益者の最善の利益を常に考慮のうえ適切と判断する場合に、通常の市場環境またはストレスがかかった市場環境においてLMTの発動を決定することができる。管理会社は、選定したLMTの発動、解除および調整に関する内部手順および方針ならびに当該ツールの使用に関する運用管理上の取決めを定めている。

このため、管理会社はファンドの流動性を監視し、LMTの発動、調整および/または解除について助言し決定できる内部専門グループを設置している。

管理会社は、LMTの発動および解除について、ファンド受益者および潜在投資家に対してウェブサイト(<https://regulatory.allianzgi.com>)で通知する。

## 買戻しゲート

前記「2 買戻し手続等、(a) 海外における買戻し手続等」に記載のとおり、発動閾値は当該取引日におけるファンドの純資産価格の10%に設定される。発動閾値を超過した場合、管理会社はその絶対的な裁量により、少なくとも発動閾値に相当する金額の買戻し請求を按分した部分のみ実行するよう決定することができる。実行されなかった部分は翌取引日へ繰り越される。すなわち、各買戻し請求は按分して実行されるのみで、残余分の買戻し請求は翌取引日へ繰り越され、取消されない。翌取引日に、管理会社は直前の取引日から繰り越された残余分の買戻し請求を、当該取引日に受領した買戻し請求に優先して実行する。仮に、翌取引日においても買戻しゲートが発動したままであり、翌取引日に受領した買戻し請求(すなわち、繰り越された残余分の買戻し請求と新たに受領した買戻し請求の合計)が再び発動閾値を超える場合、管理会社は再度、少なくとも発動閾値まで按分により買戻し請求を実行することを選択することができる。残余分の買戻し請求は、さらに翌取引日へ繰り越され、本項に記載された手続が繰り返される。

## スイング・プライシング

投資家によるファンド証券の購入、売却および/または転換が、投資運用会社が現金の流入または流出に対応するため実行するファンドのポートフォリオの売買に伴い生じる取引コストを反映していない価格で行われることにより、一口当り純資産価格が減少する可能性がある。この影響を軽減し、受益者の利益を保護するため、管理会社は、いずれかの評価日において、ファンド証券に係る投資家の純取引合計が、ファンドの所定の閾値を超える場合、部分的なスイング・プライシング・メカニズムをLMTとして発動することがある。スイング・プライシング・メカニズムの詳細は前述のとおりである。

## サイドポケット

例外的な状況により、経済的または法的性質が著しく変化した、または不確実となった特定の資産について、管理会社は例外的な状況下に限り、ファンドの他の資産から分離するためにサイドポケットの発動を検討することがある。例外的な状況とは、予見できない事象および/または管理会社がファンドに対して実施する通常の事業機能や活動の遂行能力に重大な影響を及ぼす運用上または規制上の環境と定義できる。かかる「例外的な状況」には以下が含まれるが包括的ではなく、これらに限定されない。

- ・ファンドのポートフォリオの特定部分に関し、活発な市場が存在しない、および/または、(例えば制裁により)売買が禁止されている、および/または公正な評価が一時的に利用できないため、重大な評価の不確実性およびまたは非流動性が生じており、ファンドのそれ以外の部分を投資家が利用可能な状態に維持するため、当該特定部分を分離する目的がある場合
- ・特定のセクターや地政学的地域に影響を及ぼす詐欺、金融危機または戦争が発生し、ファンドの投資家の利益を十分に考慮し正当化される場合

受益者は、ファンドにおける持分に応じて、サイドポケットの受益証券を按分で受領するものとする。

ファンドに対してそのようなサイドポケットが発動された場合、発動理由ならびにサイドポケット設定の運用上および法律上の詳細は、正式な受益者通知により投資家に周知される。

(5) その他

(b) 約款

<訂正前>

直近の変更は2024年12月27日に発効した。ルクセンブルグ商業および法人登記所への預託通知はルクイ・エレクトロニック・デ・ソシエテ・エ・アソシアシオン(以下「RESA」という。)に公告される。

(後略)

<訂正後>

直近の変更は2026年4月16日に発効した。ルクセンブルグ商業および法人登記所への預託通知はルクイ・エレクトロニック・デ・ソシエテ・エ・アソシアシオン(以下「RESA」という。)に公告される。

(後略)

## 第三部 特別情報

### 第2 その他の関係法人の概況

#### 1 名称、資本金の額及び事業の内容

(2) ステート・ストリート・バンク・インターナショナル・ゲーエムベーハー ルクセンブルグ支店(「保管受託銀行」、「支払事務および情報提供代行会社」ならびに「登録・名義書換事務代行会社」)

(State Street Bank International GmbH, Luxembourg Branch)

(口)事業の内容

<訂正前>

ステート・ストリート・バンク・インターナショナル・ゲーエムベーハーは、ドイツ、ミュンヘン80333、ブリーナー通り59に登記上の事務所を有するドイツの法律に基づいて組織された有限責任会社であり、ミュンヘンの商業登記裁判所に登記番号HRB 42872で登録されている。同社は、欧州中央銀行(ECB)、ドイツ連邦金融監督庁(BaFin)およびドイツ連邦銀行の監督下にある金融機関である。

(後略)

## &lt;訂正後&gt;

ステート・ストリート・バンク・インターナショナル・ゲーエムベーハーは、ドイツ、ミュンヘン81373、ハンザ通り29aに登記上の事務所を有するドイツの法律に基づいて組織された有限責任会社であり、ミュンヘンの商業登記裁判所に登記番号HRB 42872で登録されている。同社は、欧州中央銀行(ECB)、ドイツ連邦金融監督庁(BaFin)およびドイツ連邦銀行の監督下にある金融機関である。

(後略)